

金融庁設置法（抄）
（平成十年十月十六日法律第百三十号）

第三章 審議会等

（設置）

第六条 金融庁に、次の審議会等を置く。

金融審議会

証券取引等監視委員会

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより金融庁に置かれる審議会等は、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
自動車損害賠償責任保険審議会	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）
公認会計士審査会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

（金融審議会）

第七条 金融審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣、長官又は財務大臣の諮問に応じて国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣、長官又は財務大臣に意見を述べること。
 - 三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて責任保険（自動車損害賠償保障法第五条に規定する責任保険をいう。）に関する重要事項を調査審議すること。
 - 四 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣又は長官に意見を述べること。
 - 五 金融機関の金利に関し、内閣総理大臣、長官、財務大臣又は日本銀行の政策委員会（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十四条に規定する政策委員会をいう。）に意見を述べること。
 - 六 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて公認会計士制度に関する重要事項を調査審議すること。
 - 七 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）第二条第三項及び第六条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 金融審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、内閣総理大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、金融審議会の組織及び委員その他の職員その他金融審議会に関し必要な事項については、政令で定める。